

秋田市ひとり親家庭等児童福祉医療費支給要綱

令和2年5月22日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の福祉医療制度による医療費の自己負担額に対する助成金（以下「福祉医療費」という。）のうち、ひとり親等又は養育者が監護する児童に係るものの支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親等」とは、児童の父又は母であって次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていない者
- (2) 離婚した者であって、現に婚姻をしていない者
- (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない者
- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている者
- (5) 配偶者が次に掲げる者に該当する者
 - ア 両眼の視力の和が0.04以下の者
 - イ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の者
 - ウ 両上肢の機能に著しい障がいをもつる者
 - エ 両上肢のすべての指を欠く者
 - オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつる者
 - カ 両下肢の機能に著しい障がいをもつる者
 - キ 両下肢を足関節以上で欠く者
 - ク 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつる者
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、身体の機能に労働することを

不能とし、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをも有する者
コ 精神に労働することを不能とし、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをも有する者

サ 傷病が治らないことにより、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをも有するものであって、当該障がいの原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6か月を経過している者

(6) 配偶者に係る配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による申立てを行ったことにより、当該配偶者が同項の規定による命令を受けた者

(7) 配偶者が法令により1年以上にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者

(8) 婚姻によらないで父又は母となった者で、現に婚姻をしていない者

(9) 配偶者が海外にあるため、1年以上その扶養を受けることができない女子

2 この要綱において「養育者」とは、次のいずれかに該当する児童を養育する者（当該児童の父母および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親を除く。）をいう。

(1) 父母のない児童

(2) ひとり親等が監護しない児童

3 この要綱において「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

4 この要綱において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 父および母がいない児童

(2) 母子家庭の児童で母と生活を共にしていない児童

(3) 父子家庭の児童で父と生活を共にしていない児童

(4) 父母が共に第1項第5号に該当する者である児童

(5) 母子家庭の児童で母が第1項第5号に該当する者である児童

(6) 父子家庭の児童で父が第1項第5号に該当する者である児童

- 5 この要綱において「保護者等」とは、ひとり親等および養育者をいう。
- 6 この要綱において「扶養義務者」とは、児童の直系尊属（当該児童の父母を除く。）および兄弟姉妹ならびにひとり親等の兄弟姉妹であって当該児童と生計を一にしている者をいう。
- 7 この要綱において「ひとり親家庭等児童」とは、ひとり親等又は養育者が監護する児童をいう。
- 8 この要綱において「医療機関」とは、医療保険各法の規定により療養等を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他の者をいう。
- 9 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 8 この要綱において「社会保険各法」とは、前項第2号から第6号までに掲げる法律をいう。

（受給者）

第3条 この要綱による福祉医療費（以下「ひとり親家庭等児童福祉医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、ひとり親家庭等児童であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民票の住所が秋田市内となっていること。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者であること。
- (3) 保護者等および扶養義務者の前年（1月から7月までの間に新たにこの要綱の適用を受けようとする場合においては前々年とする。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条ならびに第4条第1項および第2項の規定により算出した額をい

う。)が、その者の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第7号に規定する同一生計配偶者および扶養親族（以下「扶養親族」という。）の有無および数に応じて別表に定める額（以下「所得制限基準額」という。）以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による医療支援給付を受けている者

(3) 秋田市福祉医療費支給要綱（平成12年6月23日福祉保健部長決裁）による福祉医療費の支給を受けることができる者
（交付申請）

第4条 ひとり親家庭等児童がひとり親家庭等児童福祉医療費の支給を受けようとする場合は、当該ひとり親家庭等児童の保護者等は、ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に当該児童および保護者等の戸籍全部事項証明書の写し等を添えて市長に提出し、前条に規定する受給者であることの承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、第3条の受給者の要件（以下「受給資格」という。）を証するひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証（様式第2号）（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、不承認を決定したときは、ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証交付申請不承認通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（支給の範囲等）

第5条 ひとり親家庭等児童福祉医療費は、受給者が医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた場合において当該受給者が自己負担す

べき額（以下この条において「自己負担額」という。）の全額を支給する。ただし、入院時食事療養および入院時生活療養に係る標準負担額は、自己負担額から除くものとする。

2 他の法令等により国、地方公共団体等による医療の給付その他これに相当する給付を受けた場合および医療費に対する附加給付がある場合は、前項の自己負担額は当該給付による額を控除した額とする。

3 高額療養費等に係る給付が行われる場合は、第1項の自己負担額は当該給付による額を控除した額とする。

（支給の方法）

第6条 ひとり親家庭等児童福祉医療費の支給は、受給者が医療機関において医療保険被保険者証と受給者証を提示して当該児童に係る医療を受けた場合に、当該医療機関に支給額を支払うことによって行う。

2 市長は、前項の規定による支払を秋田県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金秋田支部に委託するものとする。

（償還払い）

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、ひとり親家庭等児童福祉医療費の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還払いの方法によりひとり親家庭等児童福祉医療費を支給するものとする。

(1) 受給者が受給者証の交付を受ける前に医療機関で医療を受けた場合

(2) 受給者が県外の医療機関で医療を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めた場合

2 受給者の保護者等は、前項による福祉医療費の償還払いを受けようとするときは、ひとり親家庭等児童福祉医療費支給申請書（様式4号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 当該医療に要した費用に関する証拠書類

(2) 受給者証

(3) 受給者の医療保険被保険者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、受給者が医療機関で医療を受けた日が属す

る月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(受給期間)

第8条 ひとり親家庭等児童福祉医療費の支給を受けることができる期間(以下「受給期間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から児童が18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

(1) 申請する日の属する月(以下「申請月」という。)の初日において受給資格を有している者 申請月の初日

(2) 申請月の途中で受給資格を有するに至った者 受給資格を有するに至った日

2 前項の規定にかかわらず、出生又は転入によって受給資格を有するに至った者の受給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から児童が18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

(1) 出生により受給資格を有するに至った者が、出生の日から3か月以内に申請した場合 出生の日

(2) 転入により受給資格を有するに至った者が、転入した日から14日以内に申請した場合 転入の日

3 市長は、保護者等から前2項各号に規定する受給期間の初日以後に第4条の申請があった場合であって、申請が遅れたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、受給資格に該当することとなった日を受給期間の初日とすることができる。

4 受給期間の満了前において受給資格を欠くに至った者の受給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 死亡又は本市の居住者でなくなったことにより受給資格を欠くに至った者 当該受給資格を欠くに至った日

(2) 第3条第2項の規定により受給資格を欠くに至った者 当該受給資格を欠くに至った日の前日

(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により受給資格を欠くに至った者 事由が発生した日の属する月の末日。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(受給者証の有効期間)

第9条 受給者証の有効期間は、毎年7月31日までとし、毎年8月1日に更新する。

2 市長は、7月31日までに、受給者の保護者等および扶養義務者が公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）により所得を確認すること（以下この項において「所得確認」という。）ができる場合はひとり親家庭等児童福祉医療費現況届（様式第5号）（次項において「現況届」という。）を、所得確認ができない者がいる場合はひとり親家庭等児童福祉医療費現況届兼税情報等確認届（様式第6号）（次項において「確認届」という。）を当該受給者の保護者等に送付し、届出を求めるものとする。

3 受給者の保護者等および扶養義務者は、市長から前項に規定する現況届又は確認届の送付を受けた場合であって引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、市長が指定する日までに当該現況届又は確認届を提出しなければならない。

4 市長は、受給者の保護者等および扶養義務者から前項の規定による届の提出があったことにより、引き続き受給資格があると認めたときは、新たな受給者証を交付する。ただし、第20条の規定による交付の保留又は第21条の規定による効力の停止を通知されている場合は、この限りではない。

（受給期間終了の通知）

第10条 市長は、受給者が受給資格を欠くことになったことにより受給期間が終了したときは、その旨を書面により当該受給者の保護者等に通知するものとする。

（届出義務）

第11条 受給者の保護者等は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、ひとり親家庭等児童福祉医療費承認内容変更届（様式第7号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者の保護者等は、第三者の行為によって生じた傷病のため受給者証を提示して医療を受けた場合であって、当該医療に対する他法又は他制度による給付を受けたときは、第三者行為による傷病届（様式第8

号)により、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、受給者の保護者等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(受給者証の再交付申請)

第12条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証再交付申請書(様式9号)により、市長に再交付を申請することができる。

2 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちに当該発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格の変更又は喪失の届出)

第13条 保護者等は、世帯の状況等が変更になった場合又は第8条第4項第2号および第3号の規定により受給資格を欠くに至った場合は、14日以内にひとり親家庭等児童福祉医療費受給資格等変更(喪失)届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届が提出された場合は、速やかに受給資格の変更等を確認し、保護者等に対して受給者証の返還又は破棄を求めなければならない。

(職権に基づく受給資格の喪失)

第14条 市長は、前条第1項の提出がない場合において、第8条第4項第2号および第3号の規定による受給資格の喪失を公簿等によって確認したときは、職権により受給期間を終了させるものとする。

2 市長は、前項の規定により受給期間を終了させたときは、その旨を文書により当該受給者の保護者等に通知しなければならない。

(損害賠償の代位請求等)

第15条 市長は、受給者が第三者の行為により生じた傷病のため受給者証を提示して医療を受けた場合であって、当該医療に対する他法又は他制度による給付を受けることができるときは、支給額の限度において、受給者の保護者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を受給者の保護者等に代わって行使することができる。

2 前項に規定する場合において、受給者の保護者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度においてひとり親家庭等児童福祉医療費の支給を行わない。

(譲渡又は担保の禁止)

第16条 ひとり親家庭等児童福祉医療費を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給額の返還)

第17条 市長は、偽りその他不正の行為によってひとり親家庭等児童福祉医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給したひとり親家庭等児童福祉医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により受給者の保護者等に支給額の返還（以下「返還金」という。）を求めるときは、ひとり親家庭等児童福祉医療費返還額決定通知書（様式第11号）により当該受給者の保護者等に通知しなければならない。

3 市長は、第5条の規定による支給額を超えて支給を受けた者があるときは、その者に当該超える額の全部又は一部を返還させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により社会保険診療報酬支払基金秋田支部に支払を委託した医療費については、前項の規定は適用しない。

(返還金の督促等)

第18条 市長は、受給者の保護者等が返還金を前条第2項の規定による通知において指定した納付期限までに納付しなかった場合は、当該受給者の保護者等に対し、15日以内の期限を指定してひとり親家庭等児童福祉医療費返還金督促状（様式第12号）により督促を行うものとする。

2 前項の規定による督促によっても当該受給者の保護者等が返還金を納付しない場合は、当該受給者の保護者等に対してひとり親家庭等児童福祉医療費返還金催告書（様式第13号）により催告を行うものとする。

(返還金の遅延損害金)

第19条 市長は、前条の規定により督促を受けた受給者の保護者等がその納付期限までに返還金を納付しない場合は、当該納付期限の翌日から納

付の日までの期間の日数に応じ、当該金額に法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(受給者証の交付保留の通知)

第20条 市長は、受給者の保護者等が正当な理由なく返還金を返還しないときその他市長が必要と認めたときは、受給者証の交付を保留することができる。

2 市長は、受給者証の交付を保留する決定をしたときは、受給者証の交付に代えて、ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証交付保留決定通知書(様式第14号)によりその旨を受給者の保護者等に通知しなければならない。

(受給者証の効力停止の通知)

第21条 市長は、前条の規定により受給者証の交付を保留してもなお正当な理由なく返還金を返還しないときその他市長が必要と認めたときは、既に交付している受給者証の効力を停止することができる。

2 市長は、受給者証の効力を停止する決定をしたときは、ひとり親家庭等児童福祉医療費受給者証効力停止決定通知書(様式第15号)によりその旨を受給者の保護者等に通知しなければならない。

(報告等)

第22条 市長は、ひとり親家庭等児童福祉医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者の保護者等その他の関係人に対し、必要な事項の報告、文書の提出もしくは提示を求め、又は職員をして質問もしくは照会させることができる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、ひとり親家庭等児童福祉医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のひとり親家庭等児童福祉医療費について適用し、同日前のひとり親家庭等児童福祉医療費については、秋田市福祉医療費支給要綱（平成12年6月23日福祉保健部長決裁）の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

扶養親族等の数	ひとり親等の所得額	養育者および扶養義務者の所得額
0 人	1,940,000円	5,184,000円
1 人	2,320,000円	5,397,000円
2 人	2,700,000円	5,610,000円
3 人	3,080,000円	5,823,000円
4 人	3,460,000円	6,036,000円
5 人	3,840,000円	6,249,000円

備 考

1 ひとり親等の扶養親族等の数が5人を超えるときは、扶養親族等が1人増すごとに380,000円を5人のときの所得額に加算した額を所得額とする。

2 養育者および扶養義務者の扶養親族等の数が5人を超えるときは、扶養親族等が1人増すごとに213,000円を5人のときの所得額に加算した額を所得額とする。

3 ひとり親等の扶養親族に、70歳以上の者があるときは当該70歳以上の扶養親族1人につき100,000円を、16歳以上23歳未満の者があるときは当該16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき150,000円を所得額に加算した額を所得額とする。

4 養育者および扶養義務者の扶養親族に、70歳以上の者があるときは

当該70歳以上の扶養親族1人につき（すべての扶養親族が70歳以上であるときは、当該扶養親族のうち1人を除いた扶養親族1人につき）60,000円を所得額に加算した額を所得額とする。